

## 平成21年度 第1回労使間意見交換会

### (開催要領)

1. 開催日時：平成21年（2009年）8月26日（水）17:00～17:45

2. 場 所：農林水産省第1特別会議室

3. 出席者：

農林水産省	今城健晴	秘書課長
同	高橋 洋	文書課長
同	岡田憲和	地方課長
同	依田 學	秘書課調査官
全農林労働組合中央本部	柴山好憲	書記長
同	岡本吉洋	財政局長
同	石原富雄	中央執行委員
同	原子秀夫	中央執行委員

### (議事次第)

1. 開会
2. 資料説明
3. 意見交換
4. 閉会

### (配布資料)

#### 農林水産省提出資料

- 農林水産省機構改革の基本方針について

#### 全農林労働組合

- 要請書

### (概要)

(依田秘書課調査官) それでは、定刻になったので、ただ今から去る7月16日に労使間で取りまとめた基本方針に基づき「労使間意見交換会」を始めます。本日、司会進行役を務める秘書課調査官の依田です。本日の出席者の紹介をさせていただきます。当局側として、主催者である今城官房秘書課長、本日のテーマに即して高橋官房文書課長、岡田官房地方課長の出席をお願いしている。職員団体側として、今回新体制ということで、柴山書記長、岡本財政局長、石原調交部長（非現業担当）、原子調交部長（独法担当）が出席して

いる。

それでは、会議を始めるに当たり、主催者である官房秘書課長から一言挨拶をお願いします。

(今城秘書課長) よろしくをお願いします。去る7月16日に、労使間で「新たな労使関係の構築に関する基本方針」を取りまとめ、新たな労使間の交渉ルールを作成したところ。この基本方針の作成に当たっては、議論の過程で国家公務員法上、管理運営事項は交渉の対象とはできないことになっているが、職員団体側から、組織の統廃合など、やはり職員の勤務条件に大きな影響を及ぼす事項について、決まってから交渉しても難しいとの問題提起があった。このような問題提起を踏まえ、「基本方針」では、国家公務員法に基づき交渉の申入れに対して応諾するものではないが、農林水産行政の円滑な遂行のために秘書課長が必要と認める場合に、中央段階の職員団体との間で、組織の統廃合等の管理運営事項等について意見交換を行う場を設けることとしたところである。今回、「農林水産省機構改革の基本方針を踏まえた機構改革の検討状況」を議題として、最初の「労使間意見交換会」を開催することとした。この場をその趣旨に従い、きちんと意見交換をできればと思っているので何卒よろしくお願ひしたい。私の方からは以上である。

(依田秘書課調査官) では、議事に入る前に初回の意見交換の場なので、あらかじめ運営規則を作っておく。資料とは別に手元に1枚紙が付いており、労使間意見交換会運営規則(案)としてある。「基本方針」に定めているとおり、議事の公開を原則とした会議であるとして第2条で、秘書課長は、会議の終了後、速やかに当該会議の議事要旨を作成し、これを公表することとしている。2項においては、公表する際には資料も併せて公表すること、3項では、公表資料の中で、個人情報等場合によって一部非公開とするようなものがあればこの会議の議決を経て一部非公開とすることができるということ。第3条では、公表方法については、先の「新たな労使関係構築検討会」と同じように議事要旨と資料の公表は、農林水産省のホームページに掲載することとしている。その他今後運営に当たって、運営規則として加えるものがあれば秘書課長が適宜加えることとしており、労使間の検討会議のように冒頭のカメラ取りをしたり、終わった後、秘書課長がブリーフィングといったこ

とは想定していない。必要に応じて、プレスから対応を求められた場合には通常のプレス対応とさせていただく。その際には、「新たな労使関係構築検討会議」と同じように、発言者の特定は行わず、「このような議論があった」程度のブリーフィングを行うということによいか。

(出席者一同) 結構である。

(依田秘書課調査官) それでは、今後このような運営規則により進めさせていただく。

(柴山全農林書記長) 先程紹介もあったが、今度新たに書記長となった柴山である。今回の意見交換会に当たり、全農林として一言申し上げたい。全農林もこの間、様々な事態を踏まえて組織責任を明確にすることや法令遵守、組織規律、また透明性をもった組織運営を確立していこうと、8月1日に定期大会、併せて23日に臨時大会を開催して、この間の一連の経過を総括して新たな全農林を構築しようとしている。それから今、紹介があったように棚村委員長を中心に新たな体制を確立したところである。本日の意見交換に当たって、労使間の新たな交渉ルールに基づく最初の意見交換で、透明性をもった労使間の第一歩ということであるので有意義な会にしたいと思っているので、以降も引き続きこのような機会を通じて労使間の意思疎通を図っていきたいと思っているのでよろしくお願いしたい。

(依田秘書課調査官) それでは、まず当局の高橋文書課長から本日の議題に即して資料の御説明をいただきたいと思う。よろしくお願いしたい。

(高橋文書課長) それでは、2種類資料があるかと思うが、横長の1枚紙と縦長の資料。まず、組織改革のスケジュール的なことを申し上げる。予算と同じタイミングで8月31日に総務省に提出する。期限ぎりぎりになるが、8月31日に対外的にも説明することとしており、ポイントを公表するということを考えている。したがって、今日の段階ではまだ最終の詰めをしているところであり全体が確定していないので、申し上げる内容は限られてくるわけであるが、ただこんなことを念頭にということで、参考になる範囲で説明をさせていただく。横長の1枚紙の方、去年の事故米の件があってから機構改革は、緊急提言、大臣談話、それから、今年の3月31日に策定した農林水産省機構改革の基本方針を積み上げている。これに則って8月31日まで

に成案を得るということになっている。それで、縦長の資料を見ていただくと、中身をくどくど申し上げないが、順番にいくと、1の(1)に、「食の安全」の云々のところは、全部局が「食の安全」に関係しているので、本省の各局庁それぞれに責任をもって「食の安全」を担当してるポストを、各局庁によって濃淡あるので、ポストのレベルが色々だが、明示的に設けるということ考えている。

それから(2)の利益相反部門の分離は、主に2点あって、一つは、振興部局とチェック部局を分離するということと、一番最後にある他部局への移管である。移管先の一つは、当然検査部門の協同組合検査部。こちらが検査の組織であるので、まだこちらに移行してないもので移行できるものについては、移行したい。

それからもう一つは、食糧業務の見直しで、基本方針に「米麦の流通監視業務については、米麦の売買関連業務と切り離す」こととしており、3枚目の一番下に明示してあるが、それは、ここの利益相反部門の分離に入っている。

それから1枚めくっていただき、(3)の改革の永続を担保する体制の構築ということである。これは①の3行目辺りに、業務の質の維持、向上を図ると、適正な業務執行を確保していきたい、事故米などの反省があり、第三者を長とする運営監査組織をどういう形態にするかということ、いずれにしても内部の人間だけではなく、外部の有識者の意見が反映される仕組み、これを必ず盛り込む必要があると考えている。

それから、最後の大臣直属の組織というのは、他省の例で官房に置いているケースもあるが、今回我々は官房そのものがチェック対象と思っているので、官房でもなく、更に独立した形で組織を考える必要があると思っている。

それから②のアにあるように、国民視点がどう業務に反映されているかということ、これを特に重視したいと思っている。

それから(4)は、本省の中では、最後の事案になるが、特に農政改革について4月17日に6大臣会合で農政改革の検討方向が出されている。最後に重点プロジェクトとして「緑と水の環境技術革命」だとか、「食品産業グリーンプロジェクト」を掲げているので、そういった重要プロジェクトをきち

っとできるような体制ということ念頭においてここはかなり前向きな部分なので、特記をしたいと思っている。

それから次に地方組織の関係だが、(1)の①で地方分権改革推進本部の工程表があるが、承知のように年内に計画をまとめるということで、現時点においては人材調整準備本部のヒアリングが始まっているが、まだ2次勧告を受けた中身の詰めは本格化していないので、秋以降に集中的に詰めるということになると思う。

それから②だが、地方農政事務所の食品表示とかトレーサビリティ、経営安定対策といったものが、今言った地方分権の工程表にも業務権限の移管対象になっていないので、これを今、言った事務権限にはきちんとできるような体制を考えている。

それから③であるが、出先機関の簡素化ということが一つポイントであろう。

それから④、その際に出先機関が消費者に対する情報提供を的確に行えるよう、それを今までよりも強化できるようにと考えている。

最後⑤、③と関連すると思うが、地方農政局からの指示がきちんと届く体制を考えている。

(2) 主要食糧業務の取扱いと体制だが、先程もちょっと触れたが、本省、地方組織を通じて特に①の2行目にあるが、現業的な業務、米の売買等かなり体制を見直す必要があると思っている。その際②、地方分権の観点ということで、食糧部の方で、直ちに組織に結びつくかどうか分からないが、業務のやり方としてそういうことも検討するもので、③として米のトレーサビリティとか新しい業務もできている。そういった流通監視業務と売買関連業務、これは本省、地方組織も含めて引き離すように明確な指針があるので、そのような措置を考えている。今言ったとおり8月31日ぎりぎりに成案を提出して対外的にも説明したいと考えている。簡単であるが、以上である。

(依田秘書課調査官) それでは、こちらの当局側の説明を踏まえて全農林側から何かあるか。

(柴山全農林書記長) 今、高橋課長から説明をいただき、私の方では、要請内容を含め2点にわたって見解をいただきたいと思いますので、質問させて頂く。

今、説明があったとおり、先般の次官の会見の時もあったように22年度の予算概算要求について、今月の31日に省議決定・公表があるということであるが、政府説明はいつごろ行われるのかということ。併せて、今まさしく選挙が行われており農政改革、農業問題、各党とも大きなクローズアップして争点の一つとなっている。一方、情勢からいくと政権の枠組みが大きく変わるのではないか、という中でこの取扱いを含めてどうなるのかと。見解があれば聞かせて頂きたい。

それと二点目だが、私の方でも要望書を取りまとめてきた。農水省において当面する最大の課題というのは、国際化の進展の中で、国内の需給率の向上、そのために農林水産業部門の体質を強化するということが大きなテーマであるし、また併せて食に対する安心・安全の確保がテーマであるから、今後、農林水産省がいかに機動的、かつ的確に農政展開を行うかが極めて次年度に向けて重要であろうと思っている。いずれにしても、様々な問題があったが、信頼される組織としての業務展開が急務であろうと、私たち職員団体としても国民視点にたった組織と事務・事業をしっかりと確立して組合員が安心して意欲を持って働くということを基本にこの要望書を取りまとめたので、1～5に沿ってまた私から申し上げる。

1つは、今回の組織機構改革。ある意味、概略的に説明があったわけだが、概略的に見てもドラスチックな改革になるのかなと思う。機構改革にあたっては、農政改革だとか基本計画の見直しの関係、それから米関連3法案を踏まえて、今後の展開方向に沿って拡充・強化の視点で対応いただきたい。

2つ目として、農林水産省として不可欠な事務・事業をしっかりと遂行すること。国民に対する情報の受発信など、併せて機動的な政策の実施体制を確保があるので、地方出先機関をしっかりと確立していただきたい。

3つ目は、今、話もあったように、地方分権改革における第2次勧告に基づく政府の計画策定に対しては、国の役割としてこの間一貫して私たちもお願いしているわけだが、国の役割を明確にし、農林水産行政の推進に不可欠な地方出先機関を確立していただきたい。

4つ目は、当然私たち労働組合であるから、組合員の雇用の確保と労働条件を確立していただきたい。

5つ目として、組織・予算要求の決定後、その内容をなるべく早めに中央本部、職員の方に周知をいただければとお願いしたい。以上の点で大まかに申し上げたが、今後のスケジュール感の問題と今回の私どもの取りまとめた要請書について申し上げて、見解があればいただきたい。

(今城秘書課長)では、最初に要請書のことについて私の方から申し上げる。冒頭申し上げたとおり、この会合は交渉ではないので1項目ずつ話をするとはしないが、基本的に皆さんの要請というのは、この中にきちんと明記されていることで今ここで承ったということにさせていただきたいと思うし、当然、私共も組織として国民視点を踏まえてやっているというのは、当然の話である。そのようなことも要請書にきちんと書いていると言うことで、今日この場では、皆さんの意見がこの要請書に凝縮されているということを中心に受け止めさせていただくということによろしいか。

(柴山全農林書記長) 結構である。

(高橋文書課長) 政府説明については、対総務省ないし財務省ということで、今の時点でこの日のこの時間というのは特定されていないが、ただ例年9月初めから説明が始まるし、それと特段違った予定は聞いていないのでおそらく財務省の組織要求というのは、冒頭予算総括の説明と合わせて早い段階で時間が設定されると思うし、総務省の行政改革の担当もこれを聞くのが本来業務であるから、例年どおりと考えている。9月の早い段階でヒアリングが始まると思っている。それから2点目に聞いたことは、秋以降、どういう見通しがあるということだが。

(柴山全農林書記長) なかなか難しいところ。

(高橋文書課長) 我々役所のスタンスというのがないと、どういう政権になっても物事が進まないとは思っているので、要求というスタンスを一つ持って、後はその情勢に応じてということしか現時点では申し上げられない。

(柴山全農林書記長) 了解した。あと各論のところ、とりわけ中身について調交部長から何点か質問させていただく。

(石原全農林調交部長) せっかく基本方針について説明頂いたので、これについて私から何点か質問をさせて頂く。コメントがあれば頂きたいと思う。先程の説明については、本省組織の再編成、こういった所は事故米問題とか、

緊急提言を受けてこういう改革を進めるということだろうと思う。そういう中で、本省のところで、2点ほど申し上げれば緊急提言との関係であるが、2の基本的な視点ところで、農林水産省の抱える根本的な問題として本省幹部職員に起因する課題や問題点といったところが、指摘されている。また政策決定プロセス改革といったところで奥底に潜む問題点として省幹部職員も含めて特定の業界やグループに配属し不透明な政策決定を行っている実態、こういったことが基本的な問題として挙げられている。これらについては農水省全体の改革に関連するだろうと思うが、今回の本省組織の再編成これによって、緊急提言が指摘した問題がどのように解消されていくのか、まず大きな視点でお聞きしたい。

それから2つ目に、農政改革の基本計画の関係性ということで、(4)になると思うが、この中で、最後のところに組織体制を構築するというにしているが、もう少し、例えば農政改革とか食料・農業・農村基本計画の実行を確保するという視点に立った場合に、具体的にどのような組織体制、そういったところを考えているのか、特に総合食料局といった大きなものが想定されているので、もう少し見解を頂ければ。さらに地方農政事務所のところであるが、地方分権改革の関係が(1)には書いてあったが、工程表の書振りは繰り返し申し上げないし、秋の大綱の取りまとめの予定、関連の移行準備期間がある中での動きだろうと思うが、私ども農水省関係では、特に事務権限の見直しとして大きな課題として2点あって、主要食糧業務の関連で、的確な執行の在り方を3月末の工程表のなかで書き込まれている訳であり、統計関係では、都道府県への実査事務の委譲の在り方を検討しているということになると思うが、これまでの検討状況がどうなっているのか。これから秋に向けて改革するということであるが、選挙後というのは動きが早いと思う。この秋に向けて地方分権改革が本格化すると思われるが、ここのところは、機構改革と分権改革との関係そういった所をどのように考えていくのか。併せて分権改革の検討に当たっては、事務・事業の継続、更には雇用確保と言ったことが大前提だと思うので、そういった視点に立って慎重な見解が必要だと思う。もう一つは、農政事務所が担っている今の業務はどうなるのか。この組織の見直しで、また出先機関の階層の簡素化といったことがあ

るが、こういった課題について、これは御承知のとおり現在、農政事務所の担っている業務というのは、消費・安全業務なり食糧業務なり、統計調査ということになるが、これも繰り返しになるかと思うが、今回の農政改革、基本計画の見直し、さらには米関連3法、これも新たな仕事が入ってくるかと思うが、こういったところを踏まえた機構改革によってどのような見直し、事務・事業の見直し、基本的には、主要な業務、食の安全とかトレーサビリティとか継続することになるのだろうと思うが、事務事業の見直しの状況ももう少し見解があれば出していただきたい。それから、さらに先ほどの要求の中にもあるが、生産者なり消費者の視点に立った場合、農林水産行政を推進するためには、地方組織は必要と考えているわけであるが、特にその中に先程の方針にもあったが、出先機関の階層の簡素化については、ただ単に組織の簡素化、組織の統廃合等求めるのではなく、地方の実態にあった円滑に業務を遂行できる地方組織の体制というのがやはり地域の実態といったところの体制を確立するところが必要でないか考えるが如何。それともう一点、地方農政局の統率機能を強化するという方針があるが、これは農政局と出先だけでなく本省と地方との関係も同様だろうと思うが、緊急提言でも指摘されているとおり上意下達といったことにならないような地方の意見が反映できる仕組みや風通しの良い組織体制が必要と思うので、併せて見解をいただければと思う、以上である。

(高橋文書課長) では、一点目、緊急提言に書かれている本省幹部職員の政策決定プロセスの問題については、農水省の省改革全体として申し上げれば、7月28日の省改革本部で省の政策決定プロセスの改善策が取りまとめられたが、その柱が国民視点での政策決定と、もう一つが科学的な分析手法となっている。網羅的に御指摘のあった点に対する改善策があったと思う。今回、機構改革でそういった政策決定のプロセスに盛り込まれた内容をきちっと実行していく。それを管理していくという役目を、その組織の中でも任わせるということが必要だと思っている。組織を作れば何か良くなるということではないが、そういった意味で一点目の指摘について、機構改革についてはきちんと対応すべきだと思う。

それから二点目で農政改革とかいろんな中で、総合食料局をはじめ組織体

制。もうちょっと具体的に見直しの内容をとということだが、なかなかこれは組織はだいたい、名は体を表すし、名前は非常に重要なので、なかなか踏み込んだことを申し上げにくいのだが、食糧組織を見直すということなので、総合食料局にかなり大幅な見直しをしなければいけないということはある。その際、先ほど言った農政改革の検討方向の中でも終わりの方に事業プロジェクトが出ているし、色々な産業の連携を強化していくとかそういった視点が組織改革にも反映されるようにすることが農政改革の検討方向の中でも重要でないかと考える。それから、地方分権の事務権限の見直しについて先程もふれたが、統計については、現在国が行っている業務はどういう業務でしょうかというヒアリングが始まっているという段階で、そういう事実関係の意思疎通が始まったということである。今後、秋以降年内に計画がまとまるとしたら、秋にやるべきことはたくさんあることになる。それから主要食糧業務についても、事務権限の見直しということであれば、現時点でいえば食糧部で検討されているようだが、秋の色々な検討の中で必要な段階で出せるものが出てくるということで、現時点においては特段確定したものはない。それから、最後に触れた地方と本省の上意下達云々だが、最初に言った省としての政策決定プロセスの改善の中にもきちんと盛り込まれているので、それをきちっとすることが指摘に応えることだと思っている。あと、地方機関のことについて。

（岡田地方課長）文書課長が述べたことでほぼ尽きるが、まず、個別の事務・事業を的確かつ確実に行うのに相応しい組織であることが必要であるとして、基本方針に即して検討しているところである。

また、地方と本省との関係については、直接、地方機関から苦情を受け付けることができる地方ホットラインを設けるとともに、6月にはテレビ会議の運用を開始し、個々に政策課題が発生した場合の対応の検討の場として活用するという仕組みもでき上がっているわけで、今言われた風通しのよい環境を作っていくたい。

（石原全農林調交部長）その中でも主要食糧業務というのは変わるのか。

（高橋文書課長）現時点で言うと、明確にしてるのは売買関連業務と流通監視業務が同じ部局でやらないようにと。そこは明確になっているが、それぞ

れについては、流通監視の方は、米のトレーサビリティや法改正で新しい業務が逆に入ってきているので、それをきちんと実施したい。売買管理は地方分権のこともあり、8月31日に要求したときには、その後も順次詰めなければならないことがあると思うので、今の時点で申し上げることはない。

(石原全農林調交部長) 生産調整もいろんな議論があったが。

(高橋文書課長) それと関わってくるかどうか。

(柴山全農林書記長) この農水省の機構改革に基本計画に関わってくるが、一方で地方分権のスケジュール感と平仄が、うちの農水省との機構改革がどういうふうにマッチしてくるのか、例えばこれからどういう政権を担うにしても農政改革は進めないとならない。一方で分権改革の流れも進めないとならないとそれは変わらないと思うが。それは今まで分権改革のスケジュール間が、農水省改革のスケジュール感と若干後になっていくわけだから、それはどういう風に合っていくのかなと。不透明だなと思うが、そこら辺はいかがか。

(高橋文書課長) 少なくとも最初に言われたような緊急提言、大臣談話、基本方針と積み重ねてきた部分があってその中でも既に地方分権がある意味別トラックの動きとして織り込んではいるわけだが、8月31日に農水省としての要求をしなければならない。そこだけはピン止めされているので、そのタイミングで、ある意味世間にやると言ってきたことの成案をまとめないといけないと思っているので、答えるものは31日に出すし、それに地方分権がはまってくるので最終の12月閣議決定に至るまでは、まだまだ議論があることだと思う。

(石原全農林調交部長) 今の関連で、スケジュール感で言えば、3年間の分権の移行準備期間があり、片方で機構改革を想定すれば、来年4月が一つの節目。そういう関係をどう見ていくのかということとそれと組織の見直し、簡素化ということからすれば4月に一気にするのかということを考えてなかなか難しい問題。これから色々課題としてあるが、現状では、見えにくくなっているかと思うが。

(高橋文書課長) 少なくともこれだけ大きな要求段階だが、省の組織改正をやるとすると、国会にかかわる案件でもあるので4月にいきなりということ

は難しく、実施日はそれなりに準備期間を置かないといけないと思う。地方分権のスペンはあるが、逆に向こうがそういうスケジュールだからということで当然当方がやるべきことを後送りするというわけにはいかないから、毅然としてやることはまずやるというスタンスと見てもらいたい。

（岡本全農林財政局長）今朝マスコミでも廃止報道がされてたが、そういう意味では、一番組合は雇用に対する不安を抱えており、なかなか言えないこともあろうが、地方分権の話についてもあり、これについてはきちっと検討していくんだというメッセージみたいなものがどこかに掴めればいいなあと思うのだが。

（高橋文書課長）ちょっと答えにくいが。

（今城秘書課長）いずれにしても例の改革のときの文書にもあるように、我々国家公務員の仕事というのは、国民の皆さまのニーズの中に立脚するんだということが前提であり、皆様の要請書にもあったように、国民のニーズに踏まえた組織にしていくということが大前提である。そうは言いながら、こういう御時世であるので、あまりこちらから雇用という明確なことを言うと、それありきかということになってしまう。いずれにしても私どもの仕事は国民のニーズの中に立脚するんだということ。きちんと対応していけば自ずと国民の支持を得られるのではないかと思う。答えになってないかと思うが。

（柴山全農林書記長）やはり今、農業、農政、食の問題ということが国民の課題として注目を集めているんだということ、当然やはりそれに繋がっていく事務・事業というのは必要性が高まっているんだという観点があるので、そこら辺を農水省としてしっかりやっていけば、国民視点に立った事務・事業の組織の運営になると思うので、今、岡本からもあったように当然組合員は、雇用労働条件は第一で、認めていただきながらと思う。

私の方からどちらにしても、まだ決定されていない事項だから明らかにとは言わないが、最後に4点要請をして終わりにしたいと思う。それについて何かコメントがあればいただきたい。

1つ目は、機構改革では組織が抜本的に見直されていくんだらうと、そのことが、組合員の勤務条件にとりわけ大きく影響を与えると思うので、公表の段階においては改めて機構改革内容については説明いただきたい。

2つ目は、地方段階において、この間、定員削減によって職員が大幅に減少しているということ。併せて配置転換に伴って新規採用がずっと抑制されているということ。結果として地方農政事務所段階においては若年層が極端に少ないといういびつな年齢構成になっていて、これから地方組織が担う事務・事業が将来的にちゃんと円滑に遂行できるように定員をしっかりと確保していただき、かつ、職員が安心して意欲を持って働くことのできる組織を作ってほしい。

3つ目は昨今の報道にもあったが、改革推進本部の方で決定されたという報道があったが、機構改革に伴う人事交流と人事ルールとの在り方についても組合員の勤務条件に大きく影響を与えるので、ルールのなものについてはできれば今後説明していただきたい。

最後に組織・定員要求。この8月末農水省として自主的に改革をしていくんだと、やるべきことはしっかりやっ払いこうと概算要求をしっかりとりとまとめて年内にかけて、農水省としてアピールしていくことについて、機構改革の問題についても組織・定員要求にも関わってくるので必要に応じて我々も意見を申し上げたいと思うので、その対応方についてもよろしく願いたい。

(今城秘書課長) 4点話があったが、基本的にこの抜本的見直しとは、冒頭言ったとおり意見交換会ということで実施しているので、また出た段階でそういう要請があれば言っていただき、またさせていただく。2点目以下、皆さんの思いということでなかなかコメントが言いづらいことがある。要請があれば意見交換ということでやりたいと思う。また機構改革に伴う人事交流とあったが、特に機構改革に伴う人事交流ということではないので、省改革の一環としていわゆるいろんな視点を持った対応をきちんとやっていくために、ある意味ひとつの仕事の専門家になることも重要だと思うが、何回かに1回は、「交流」という形で他の所の空気に触れるとか、視点の違う仕事に取り組んでもらうということで「交流」ということを打ち出したわけである。具体的な話にはまだ個々にはなっていないので、これから本省で作ってやっていかないということで、方向としては、機構改革ということではない。省改革の一環としてということである。

(柴山全農林書記長) 了解した。秘書課長の言った意見交換という場は貴重であるし、新たなルールの中でやっていくわけであるから、うちもその場その場で交渉があれば、要求をしていくことになるが、意見交換会の中でもざくばらんに意見交換ができればと思う。引き続きお願いをしたい。

(依田秘書課調査官) それでは、特段なければ、本日の労使間意見交換会これにて終了とさせていただきます。

(以 上)